

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月13日
【会社名】	リアルコム株式会社
【英訳名】	Realcom Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 龍 潤生
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー 5 F
【電話番号】	03(6864)4001
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 佐々木 司
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー 5 F
【電話番号】	03(6864)4001
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 佐々木 司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,178,540円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 100,978,540円

(注) 1. 本募集は、平成25年11月26日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。

2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月26日付で提出した有価証券届出書の記載内容のうち、「発行数」、「発行価額の総額」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額」、及び「新規発行による手取金の額」が平成25年12月12日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

発行数の欄

発行価額の総額の欄

欄外注記

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の数の欄

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数の欄

(訂正前)

発行数	2,510個 上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、発行する新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって割り当てる新株予約権の総数とする。
-----	--

(訂正後)

発行数	2,470個 上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、発行する新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって割り当てる新株予約権の総数とする。
-----	--

発行価額の総額の欄

(訂正前)

発行価額の総額	2,213,820円
---------	------------

(訂正後)

発行価額の総額	2,178,540円
---------	------------

欄外注記

(訂正前)

- (注) 1. リアルコム株式会社第16回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、平成25年11月26日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与を目的として行うものであり、当社の取締役（社外含む）、当社監査役（社外含む）、当社従業員、子会社取締役、子会社従業員及び子会社外部関係者に対して行うものであります。
4. 本募集の対象となる者の概要は、次のとおりであります。

割当対象者の区分	人数	新株予約権の発行数
当社取締役（内 社外1名）	5名	1,330個
当社監査役（内 社外2名）	3名	90個
当社従業員	14名	280個
子会社取締役	2名	200個
子会社従業員	22名	600個
子会社外部関係者	1名	10個
合計	47名	2,510個

- 1 当社取締役（社外除く）に対しては、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として付与をいたします。また、当社社外取締役に対しては、当社における意思決定の妥当性及び今後のガバナンスの向上を期するために付与いたします。
- 2 当社監査役（社外含む）に対しては、今後のガバナンスの向上を期するために付与をいたします。
- 3 子会社外部関係者とは、当社の100%子会社であるWWB株式会社が行っているソーラー事業の業務運営に関する助言者であります。当該助言者は、WWB株式会社と顧問契約を交わしており、顧問料を月末に支払っております。子会社外部関係者に対しては、子会社における業務支援等を基準として付与いたします。
- 4 対象となる子会社は、当社の100%子会社であるWWB株式会社です。

(訂正後)

- (注) 1. リアルコム株式会社第16回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成25年11月26日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与を目的として行うものであり、当社の取締役(社外含む)、当社監査役(社外含む)、当社従業員、子会社取締役、子会社従業員及び子会社外部関係者に対して行うものであります。
4. 本募集の対象となる者の概要は、次のとおりであります。

割当対象者の区分	人数	新株予約権の発行数
当社取締役(内 社外1名)	5名	1,280個
当社監査役(内 社外2名)	3名	90個
当社従業員	14名	330個
子会社取締役	2名	200個
子会社従業員	19名	560個
子会社外部関係者	1名	10個
合計	44名	2,470個

- 1 当社取締役(社外除く)に対しては、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として付与をいたします。また、当社社外取締役に対しては、当社における意思決定の妥当性及び今後のガバナンスの向上を期するために付与いたします。
- 2 当社監査役(社外含む)に対しては、今後のガバナンスの向上を期するために付与をいたします。
- 3 子会社外部関係者とは、当社の100%子会社であるWWB株式会社が行っているソーラー事業の業務運営に関する助言者であります。当該助言者は、WWB株式会社と顧問契約を交わしており、顧問料を月末に支払っております。子会社外部関係者に対しては、子会社における業務支援等を基準として付与いたします。
- 4 対象となる子会社は、当社の100%子会社であるWWB株式会社です。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の欄

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は、 <u>2,510株</u> とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。)。ただし、付与株式数は、下記(注)1の定めにより調整されることがある。
-----------------	---

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は、 <u>2,470株</u> とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。)。ただし、付与株式数は、下記(注)1の定めにより調整されることがある。
-----------------	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額	102,613,820円 (注) 下記(注)2により行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
---	---

(訂正後)

新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額	100,978,540円 (注) 下記(注)2により行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
---	---

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
102,613,820	1,990,000	100,623,820

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合は払込金額の総額は減少します。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
100,978,540	1,990,000	98,988,540

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合は払込金額の総額は減少します。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。